

「竹島／独島＝固有の領土」論 の陥穽かんせい

池内敏

はじめに

近年になって日本では、竹島問題にかかわっておびただしい量の文章が書かれている。いま試みに国立国会図書館のデータベース（雑誌記事索引）によって、論題に「竹島」なる語（竹島問題と無関係な人物名等は除外）を含む記事数を数え上げてみると以下のようになる。一九五〇～八三年には五十三本（年平均一・六本）、八五～九五年には五本（同〇・五本）、九六～二〇〇〇年には二十七本（同五・四本）、〇一～〇四年には四十本（同十本）、〇五～〇六年八月末現在までに百十七本（同七十七・二本）である。これはあくまで一つの目安に過ぎないが、それにしても〇五年来に書かれた関連記事の多さはいへんなものである。しかも、一九五〇～八三年ころには学術誌なり専門誌に発表された研究論文が目立っていたのに対し、この一年半に発表されたものほとんどすべてが一般読者を対象にしている。したがって、とりわけ歴史分析的な文章は皆無に近く、そのわり

には「竹島は歴史的に見てもわが国固有の領土である」というのが無条件で前提されていたり、「独島は歴史的に見てもわが国固有の領土である」とする韓国側主張を頭から非難するような論調が支配的である。

一方、韓国では〇六年春から夏にかけて、「行ってみたいわたくしたちの領土、独島」展が新国立中央博物館を皮切りに、晋州と全州の国立博物館でも巡回開催された。旧中央博物館はかつての朝鮮総督府庁舎を転用していたから、植民地解放五十周年となる一九九五年から翌年にかけて跡形もなく解体された。〇五年十月末に開館した新中央博物館は、場所を移して敷地・建物ともにまことに壮大で、晴天の日に訪れると白を基調とした全体が目には痛いほどまぶしい。そこにおける〇六年最初の企画展が右の「独島」展であり、企画意図には鬱陵郡郡守沈興澤によって「独島」なる島名が初めて使用された一九〇六年から百年目にあたること付記される。と同時に、この島は六世紀初めに于山島なる名で登場して以来、三峰島、可支島、石島などといった名前と呼ばれ続けてきたとも説明される。「独島は歴史的に見てもわが国固有の領土である」とする信念に揺るぎはない。

どうやら日本でも韓国でも、それぞれに竹島／独島は「歴史的に見てもわが国固有の領土である」と素朴に考えている人が多いようである。しかしながら、「歴史的に見て」「自国領であること」の論証がどれほど確実になされてきたのだろうか。とりわけその「歴史」が「前近代」に及ぶ場合、領域を区切る感覚が近代以後とは異なっていることに対する配慮をきちんとしたうえで史実を丁寧に分析した仕事かほとんど見られない。こうした現状を鑑みて、ここでは「竹島／独島が歴史的に見てわが国固有の領土である」と主張する論点のうち近年関心を集めていると思われるもの二つを選び、その論じ方の特徴について検討したい。ひとつは安龍福事件の評価についてであり、いまひとつは地誌・地図類の活用についてである。

一 基本的な史実

まず、用語の確認と基本的な史実のおさらいをしておく。

江戸時代から明治期に到るまで、鬱陵島のことを日本では竹島（または磯竹島）と呼んだ。これを本稿では竹島（鬱陵島）と表記する。一方現在の竹島／独島は「松島」と呼ばれた。これを松島（竹島／独島）と表記する。なお、明治期に入ってから鬱陵島を松島と呼ぶ事例が現れるが、本稿ではとくに該当事例がない。

松島（竹島／独島）に関わる歴史的痕跡を文献史料で直接にたどるのは難しい。卑見では、この島が文献史料上に明確に現れるのは一六四〇年代後半になってからである（大谷家文書、後述）。したがって、松島（竹島／独島）の歴史的認知に関わっては、近隣に所在する鬱陵島や隠岐諸島との関わりから間接的に論じられてきた。

十五世紀以後、竹島（鬱陵島）に対しては朝鮮王朝政府によって空島化政策がとられて朝鮮人の渡航・居住が厳禁されたから、この島は永らく無人島のごとき様態を呈していた。そこに日本人の姿が見えるのは一五九〇年代からのことである。

伯耆人弥七が「いそたき（磯竹）人蔘」を興福寺多門院英俊のもとにもたらしたのが天正二十年（一五九

二）、出雲三尾関の馬多三伊（又左衛門か）ら七名が竹島（鬱陵島）出漁中に漂流して朝鮮に到ったのが元和四年（一六一八）、密かに竹島（鬱陵島）渡海を行っていた対馬人弥左衛門・仁右衛門親子（または鷺坂弥左衛門親子）が捉えられて処罰されたのが同六年（一六二〇）のことである。

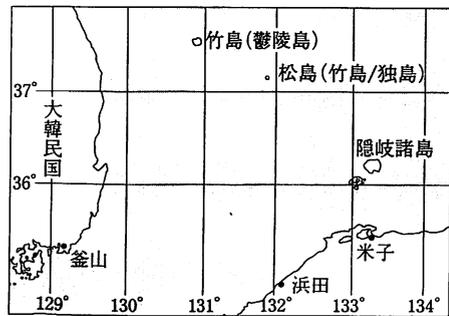
したがって、鳥取藩領米子町人大谷甚吉・村川市兵衛が「竹島（鬱陵島）渡海免許」（鳥取藩主池田光政宛の老中連署奉書）を受ける寛永二年（一六二五）よりも前から、意識的に竹島（鬱陵島）渡海を行う者たちが山陰地方沿岸部に広範に存在したことが明らかである。また、鳥取城下の初期商人石井宗悦も一六四〇年代に竹島（鬱陵島）渡海に関心を示していた。一六六〇―八〇年のころには大谷・村川以外の「他所の者」が竹島（鬱陵島）に入り込んで木材の伐採を試み、大谷・村川両家とのあいだで利権争いを生じている。

これらからすれば、因幡から対馬に到る山陰地方沿岸部の人々には竹島（鬱陵島）渡海とその利権に与る可能性があり、ひとつの藩領を越えて各地に潜在的に競合する勢力があったから、大谷・村川両家は鳥取藩の免許ではなく幕府の免許をこそ必要とした。競合する勢力を排除したり配下に収めたりしながら、大谷・村川両家は竹島（鬱陵島）渡海の利権を排他的に確保していた。そして漁は、毎年一度、二―三ヶ月ころに米子から出雲三尾関、隠岐福浦を経由して竹島（鬱陵島）渡海がなされ、七月ころまで島に滞留しながら行われた。漁が終われば鳥取藩領に戻ったから誰もそこに居住したわけではない。

さて、元禄五年（一六九二）三月、大谷・村川家の船が竹島（鬱陵島）に出漁したところ島で多数の朝鮮人漁民と遭遇し、漁にならないまま米子へ戻った。翌六年四月の出漁時もまた同様であった。そのため大谷・村川家の船は竹島（鬱陵島）にいた朝鮮人のうち二人（安龍福と朴於屯）を米子に連れ帰り、鳥取藩家老に善処を求めた。これを受けて鳥取藩は大谷・村川家の権益保護を幕府に求め、幕府は対馬藩に対して竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める日朝交渉を命じた（元禄竹島一件のはじまり）。

この交渉は紆余曲折をたどるが、「竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める」交渉は難航した。鬱陵島

竹島周辺地図



が朝鮮領であることは朝鮮側文獻に明瞭であり、そうした島への日本人渡航を保障し朝鮮人渡航を禁止することは、朝鮮側からすれば筋違いの要求と思われた。一方、対馬藩では幕府命令である以上、それを忠実に実現するために様々な議論がなされ、それらは朝鮮側と折り合いがつかなかった。

元禄八年（一六九五）七月、対馬藩では、膠着した事態を打開し今後の交渉をいかに進めるかについて幕府と協議することを決め、江戸での協議が十一月末から始められた。十二月二十四日、老中阿部正武は鳥取藩江戸藩邸に対して竹島（鬱陵島）に関わる七点の確認を行った。その第一点めは「因幡・伯耆に付属する竹島（鬱陵島）は、いつの頃より両国（因幡・伯耆）に付属したのか」というものであり、翌日なされた鳥取藩の回答は「竹島（鬱陵島）は因幡・伯耆に付属するものではない」であった。この回答を受けて阿部は、年明け早々の元禄九年正月九日、対馬藩家老平田直右衛門を呼び出して以下のように告げた。

年末に鳥取藩江戸藩邸に問い合わせたところ、竹島は因幡・伯耆に付属する島というわけでもなく、藩領民がそこへ渡海して漁を続けてきたというに過ぎない。もともと朝鮮領だったものを日本領にしたというわけでもなく、日本人が住んでいるわけでもない。また竹島までの距離は、伯耆から百六十里ほどなのに対し、朝鮮からは四十里ほどである。とすれば、竹島というのは朝鮮の鬱陵島のことでもあろうか。今回の一件は、こちらから取上げて問題としない方が良いのではないか。ねじれた関係が解けずに凝り固ま

って、これまで継続してきた友好関係が断絶するのも良くなかろう。筋の通らないことを、御威光や武威でもって、相手をねじ伏せるようなやり方で通そうというのにも不要なことである。

こう述べた上で、阿部は、当初、幕府が朝鮮人の竹島（鬱陵島）渡海禁止を求める交渉を命じておきながら、今回、まるで反対に、日本人の竹島（鬱陵島）渡海禁止を容認するようになったとしても構わないとも述べた。この一件が重苦しくなるくらいなら、当初の意向と異なろうとも軽く解決する方がまだ、というのである。

鳥取藩に対してはさらに問合せがあったようであり、元禄元年正月二十五日付の三通の覚書が残されている。うち一通は、竹島（鬱陵島）渡海者は鳥取藩領の者に限られること、それも大谷・村川両家に雇用された者に限られること、その際に出雲・隠岐の者を雇用する場合もあると述べた返答書である。一方、幕府は出雲松江藩に対しても領民の竹島（鬱陵島）渡海について問いただしており、正月二十六日付の返答書で、出雲・隠岐の者は竹島（鬱陵島）渡海に積極的な関わりをもたないことを確認する。こうして幕府は、鳥取藩領（因幡・伯耆）民の動向さえ把握できれば事態は收拾できることを再確認したうえで、同二十八日、竹島渡海禁令が鳥取藩主あてに示された。禁令が朝鮮側にも伝えられる必要があったから対馬藩もまた禁令を交付されたが、それは全国法令ではなかった。³ 現実には渡海を行ってきた鳥取藩領民に対する規制さえなされれば、渡海禁止の実があるかと判断されたからである。⁴

竹島渡海禁令が伝えられたその日、対馬藩側は、この秋冬ころに朝鮮から対馬に使者（渡海訳官使）が派遣されてくるだろうから、その際に禁令内容を朝鮮側に伝えたい、と述べた。そして実際にも、対馬藩国元屋敷で渡海訳官使に竹島渡海禁令が伝えられたのは同年十月十六日、訳官使一行が朝鮮に帰着するのが元禄十年（一六九七）正月十日のことである。朝鮮政府中央がその内容を知るのには、その後である。

こうして、江戸城内で竹島渡海禁令が伝えられた元禄九年正月二十八日から、その内容が朝鮮政府中央に伝わるまでに一年ほどの時差¹¹空白が存在する。その空白の時期に安龍福事件が発生した。

二 安龍福事件の歴史的評価

安龍福事件は、その时期的範囲を、安龍福を含む十一名の朝鮮人が隠岐国に現れた元禄九年（一六九六）五月から、一行が鳥取藩領賀露港から直接帰国の途についた同年八月までを指すものとしておく（狭義の安龍福事件）。安龍福らは、同月末に朝鮮・江原道で捕縛され、朝鮮官憲によって審問を受けることとなる。なお、先述したように、右の事件に先立つ元禄六年（一六九三）にも安龍福は鳥取藩領に來ている。そのときの経験が「狭義の安龍福事件」と密接に関連するから、元禄六年の事件も含めて「広義の安龍福事件」とすることもできよう。¹²ここでの主たる分析対象は狭義のそれである。

さて、安龍福は、韓国では竹島／独島を護った英雄であり、日本では無名か若しくは虚言癖の男に過ぎない。朝鮮官憲の審問に際して安龍福が述べた「事件の発端」は以下のごとくである。

東萊人安龍福が母を訪ねて蔚山に至り、僧雷憲らと偶然に出会った。鬱陵島が物産豊かであることを説

き、あわせて十一名で鬱陵島へ渡航した。すると日本船が多数来泊していたので、安龍福は「鬱陵島はもと朝鮮領なのに、どうして日本人が越境してこの地を侵すのか」と一喝した。これに対して日本人は「われわれはもと松島に住んでおり、たまたま漁のために出てきたまでで、今ちようど帰ろうとしていたところである」と弁明した。これを聞いて安龍福は「松島とはすなわち子山島（于山島）のことではないか。これもまたわが国の土地である。どうしてそんなところに住んでいるのか」松島即子山島、此亦我内地、汝敢住此耶」A」（一内が原文、以下同様）と述べ、逃げる日本人を追跡し、船を曳いて子山島（于山島）に到った。島では日本人が釜を並べて魚を煮ていたので、安龍福は再び厳しく叱責した。日本人がさらに逃走するのを追いかけて、安龍福たちは隠岐島に到った。

（『爾宗実録』爾宗二十二年（一六九六）九月二十五日条）

右の口述記録にある「一」で示した部分が、安龍福を英雄視するひとつの根拠となっている。鬱陵島近くに于山島なる小さな島があることは、朝鮮王朝の記録類に間々現れ、朝鮮半島を描く古地図からも知られてきた。ただし、記録によつては「于山島は鬱陵島の別名だ」とする説明もあり、また古地図に見える于山島は鬱陵島の西側や南側に描かれることが多く（竹島／独島は鬱陵島の東南にある）、于山島が実在するどの島を指すかは明瞭でなかった。しかし、ともかくも記録類や古地図に明らかな島であったから、朝鮮領の小さな島が鬱陵島の近在にあることは確かだと思われてきた。そうしたなか、于山島（子山島）と松島（竹島／独島）とを一致するものとして結びつけて理解した史上最初の朝鮮人が安龍福である。右の「A」発言によつて、韓国では安龍福を韓国領土¹³独島を護った英雄とみなしている。一方、安龍福が竹島（鬱陵島）で日本人と遭遇したとする時期は竹島渡海禁令が出された後であったから、そうした遭遇自体が¹⁴ありえない。日本で安龍福を虚言癖の男とする論拠の一つである。

ところで元禄九年（一六九六）五月二十日隠岐に到った安龍福一行は、やがて隠岐を發つて六月四日伯耆国赤碕あかきに現れる。翌日には更に東方の青谷・専念寺で鳥取藩儒者辻晩庵ばんあんが一行との筆談を試みる。一行が鳥取城下に入るのは同二十一日、六月末～七月初には城下を離れて湖山池に隔離された。七月二十四日幕府は安龍福らを直ちに追い返すよう命じ（八月四日に鳥取藩国元に伝わる）、八月六日、一行は賀露港を發つて直接帰国の途についた。江原道襄陽で江原監司によって捕縛されるのが同二十九日のことである。

この間の動静について、朝鮮官憲に対する供述では、安龍福は以下のような発言等を行なった（『肅宗実録』肅宗二十一年九月二十五日条）。

隠岐で安龍福は「先年（元禄六年）日本へ来たときに『鬱陵・子山等の島を朝鮮領として日本との境界と定める』という関白（徳川將軍）の文書を得た【頃年吾人來此処、以鬱陵・子山等島、定以朝鮮地界、至有関白書契】B」と発言した。鳥取藩領では「鬱陵子山兩島監稅將」と名乗り、青帖裏の官服・黒布の冠・皮靴を身にまとった。鳥取城下では対座した藩主から来た理由を問われ、「前に鬱陵・子山兩島に関する將軍の文書を得たのは明らかなのに、それを対馬藩主に奪われてしまった【前日以兩島事、受出書契、不啻明白、而对馬島主、奪取書契】Cこと等を訴えたかった」と返答した、等々。ここで【B】【C】の発言が事実とすれば、江戸幕府は竹島（鬱陵島）と子山島（子山島）＝松島（竹島／独島）を朝鮮領と認知していたこととなる。そうした幕府発言を引き出した安龍福は、独島を護った英雄となる。

しかしながら、元禄六年の安龍福は、竹島（鬱陵島）出漁をめぐる競合の末に大谷・村川家の船によって連行されたに過ぎず、幕府はこれを契機に対馬藩に対して「竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める」日朝交渉を命じた。そうした状況下で徳川將軍が鬱陵島・子山島を朝鮮領と認める文書を書けるはずもなく、鳥取から長崎・対馬府中經由で送還された安龍福が將軍直書を受け取る機会もない。また「鬱陵子山兩島監稅將」なる官職は朝鮮王朝に存在せず、参勤交代で江戸滞在中だった鳥取藩主池田綱清が鳥取城に戻るのは七月十九日だから、安龍福と対面できたかどうか微妙である。そもそも藩主と「対座」するなど果たしてあり得たのか。こうして安龍福の供述内容が史実と乖離しているのが明らかだから、一九六〇年代の川上健三・田川孝三による指摘以来、「犯罪者の供述書」「全て虚構の言」「いかにも無知な……彼らはなまはんなかな知識を振りまわし」などとする低い評価しか与えられなかった。こうして安龍福は虚言癖の男として扱われる。^{*7}

さて、英雄か虚言癖かという人物評価に従属させて竹島問題を論じるのはおおよそ学問的ではない。松島（竹島／独島）の歴史的帰属問題と安龍福（事件）がどのように関連しているか否かの検証こそが大事である。

先述の【B】【C】の内容自体は、同時期の日本側史料と突き合わせて検証すれば、それが歴史的事実でないことは既に明らかであり、再論する余地はない。また、近年知られることとなった隠岐・村上助九郎家文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」（以下、村上家文書と略す）は、隠岐代官手代による安龍福一行に対する詳細な事情聴取記録だが、これによれば【A】もまた想定しがたい。村上家文書では、安龍福は鳥取藩主へ訴えがあつてやって来たことを明言し、同文書中に記録された安龍福所持の戸牌（身分証明書）には「通政大夫」なる詐称身分が記される。身分詐称は鳥取藩主と対面を果たすためと思われるから、竹島（鬱陵島）に到る前から鳥取藩領への渡航を意図していたことが明瞭である。したがって竹島（鬱陵島）で偶然出会った日本人を追跡して隠岐へ到ることとなり、そこで【A】が發せられたとする朝鮮官憲への供述には客観的な裏付けがない。

ところで、元禄九年正月二十八日に発せられた竹島渡海禁令は、同年五月八月の安龍福事件を挟み、元禄十年正月十日以後に朝鮮政府中央に伝わった。最終的に日朝間で合意に達した渡海禁令では竹島（鬱陵島）への日本人渡海禁止を述べている。安龍福事件を経た前後でその中身に変化は見られないから、元禄竹島（鬱陵島）一件交渉の結論に安龍福（事件）の影響は皆無である。このときの日本側・朝鮮側いずれもが松島（竹島／独島）を不問に付している以上、十七世紀末にあつては、松島（竹島／独島）は日朝間の係争地ではなかった。したがって、安龍福事件は松島（竹島／独島）の歴史的帰属問題にとつて何らの意味もたないし、この事件は竹島／独島が日韓いずれの領土であるかを証明する歴史的根拠たりえない。

三 地図と地誌の読み方

江戸時代に作成された日本地図に見られる竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）について、近年以下のようなことが論じられている。

たとえば保坂祐二は、江戸時代に作製された日本地図七点を掲げ、隠岐諸島の西北に竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）がいずれも描かれなことを例示したうえで、「江戸時代に作製された日本地図には独島が抜け落ちているものが多い。それは、日本が独島を朝鮮領と認知していた証拠」だとする。また保坂は松島

（竹島／独島）の描かれた地図もまれにはあることを認めた上で、その場合は「独島が必ず鬱陵島とともに描かれている」ことに注意を喚起する「保坂祐二」。このような主張に対し、江戸時代末期の「皇国総海岸図」に松島（竹島／独島）が記載されるのをもって「幕府が竹島を日本領土として認識していたことを示す貴重な資料」とする、保坂とは正反対の見解もある（島根県・竹島問題研究会第八回会合での研究成果の一部。山陰中央新報二〇〇六年五月三十一日付記事）。

あるいは、日本の官撰地図で松島（竹島／独島）を最初に画いたのは長久保赤水「日本輿地路程全図」（一七七三年）であり、同人による「日本路程輿地図」（一七七八年）が「日本本土とその付属地にはすべて彩色をほどこしているが、竹島と松島は、朝鮮半島とともに彩色していない」から、官撰地図では竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が日本領としては扱われていない「堀和生」ともいう。これに対して下條正男は「鈴木驥園が長久保赤水の『日本輿地路程全図』を改訂して刊行した『増訂日本国郡輿地路程全図』（中略）では、竹島、松島（中略）にも日本本土と同じく黄色い彩色がほどこされている」として批判する「下條正男」。また『フォトしまね一六一号』（島根県総務部、二〇〇六年二月）は、最終面全面に色刷りで「大日本海陸全図」（一八六四年）を掲げ、「竹島、松島ともに、隠岐諸島と同じ黄色で彩色されている点で、貴重な史料」と付記する。右に見るように、江戸時代の日本地図をめぐるのは、松島（竹島／独島）の描かれる／描かれぬが論点となり、松島（竹島／独島）に彩色のある／なしが論点となっているが、ここで問題とすべきは論じ方についてである。右の論点整理にも明らかなのは、「描かれる／描かれない」「彩色のある／なし」いずれの場合も、自身の論に整合的な古地図に依拠しつつ論じる傾向である。対立する論者の掲げる古地図もまた捏造されたわけではないのだから、江戸時代の日本地図で松島（竹島／独島）の描かれたものもあれば描かれぬものもある、松島（竹島／独島）に彩色のあるものもあればないものもある、というのは明らかな事実である。したがって、一見矛盾するふたつの要素をともに考慮に入れながら、江戸時代に作製された日本図をいかに理解すべ

きなのかが問われるべきだろう。

さて、『日本古地図集成』（鹿島研究所出版会、一九七一年）・『新装版日本古地図大成』（講談社、一九七四年）等によって江戸時代に作製された日本図を二十点ほど集め、編年順に並べて竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）記載や彩色の有無を検討すると、そこに年代的な特徴が現れてくる〔池内敏二〇〇六C〕。

まず第一に、「日本国図」（二六五六年）から「日本図・中国図」（二七二七年）までの七点には、いずれも竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）の記載がない。第二に、「日本分野図」（二七五四年）に初めて竹島（鬱陵島）のみが登場するが、彩色がなされない。また「日本輿地路程全図」（二七七四年）から「重鐫日本輿地全図」（二七八三年）に到る四点には竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）両島が記載され、両島ともに彩色がなされない。第三に、「三國通覽輿地路程全図」（二七八五年）から「新刊輿地全図」（一八六一年）に到る九点には概ね両島が描かれ、彩色がほどこされる。すなわち江戸時代の日本図における竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）記載や彩色の有無に關わる年代的特徴とは、「D記載無し↓E記載あり無彩色↓F記載あり彩色」とする変化のことである。DからEへの変化は概ね十八世紀前半に、EからFへの変化は十八世紀末に置くことができる。

ところで、江戸時代に描かれた隠岐国図（二六三三―一八二六年、四点）に竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が描かれることはないが、いずれにも島後・福浦に竹島（鬱陵島）に關わるほぼ同一の記述が見える。竹

島（鬱陵島）渡海は福浦からなされるとする記述である。これらは先述の十七世紀鳥取藩領米子町人らの竹島渡海の事実を踏まえた記載であり、いわば地元経験的知識が反映し引き継がれたものである。

これに対し日本図で十八世紀前半に到るまで竹島（鬱陵島）に關わるいかなる痕跡も見出すことができないのは、そうした経験的知識等が地元以外では共有されていなかったからに過ぎない。十七世紀末の元禄竹島一件交渉のちですら竹島（鬱陵島）周辺海域は空白のままであった。空白域に島の姿が描き込まれるようになった背景にはどのような事情があるだろうか。しばし地誌の記述に頼ることとしよう。

隠岐国の地誌における竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）の記述を年代順に追いかけてみよう。まず、『隠岐州視聽合記』（二六六七年）では「然則日本之乾地、以此州為限也」として隠岐国が日本の西北（乾）境界だと明示する〔池内敏二〇〇六A〕から、竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）両島は日本の版図外である。『隠岐国風土記』（二七三六年）も同様に両島を日本の版図外とした上で、寛文年中（二六六〇年代）までは隠岐から竹島（鬱陵島）へ出漁していたこと、近年ではそうしたことも絶え、かわりに朝鮮人が来島することを記す。

『隠岐古記集』（一八三三年）も両島を日本の版図外とし、「今は朝鮮人来住す」と述べる。

これらに対し、隠岐国地誌以外では十八世紀以後、「憲廟の御時（徳川綱吉のとき）（中略）竹嶋を朝鮮へ与へ給ふとかや」（『草廬雜談』（一七三八年））とか「この島（竹島（鬱陵島））果して日本の属島なれとも、遂に朝鮮に取られたり」（『中陵漫録』（一八二六年））とする記述がある。隠岐国地誌では、一八二七年以後の作と思われる『隠岐の家つと』に「いつれのをほんときニかありなん、竹嶋をえまほしくかの地の〇よりこひけれハ、望むまにまにたび玉ひて、今ハ朝鮮のものとなりけるとそ」とする記述が現れる。いずれも、竹島（鬱陵島）はもともと日本領であったが、朝鮮に与えた／奪われたから今では朝鮮領となった、とする。

とすれば、十七世紀半ばから十九世紀前半に到るまで、竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が日本の版図外であるとする領域認識があり、また少なくとも竹島（鬱陵島）は日本領ではないことを十七世紀末の幕府が

公式に確認している。日本図上に竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が描かれなかったり、描かれても彩色されないというのは、こうした認識の広まりを背景にしているだろう。

一方、右の認識にやや遅れる格好で十八世紀前半には、竹島（鬱陵島）はもともと日本領だったが今は朝鮮領となった、とするものが現れた。天保七年（一八三六）に発覚した天保竹島一件に際して全国法令で周知された天保竹島渡海禁令は、竹島（鬱陵島）を「元禄之度、朝鮮国江御渡し」になった島だと定義したから、十九世紀にはこうした見解が流布するようになった。十九世紀の日本図で、竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が日本本土と同様に彩られる場合があるのは、こうした認識を背景としている。ここで元禄竹島一件裁定時の老中阿部正武の発言を見れば、右の認識が史実を無視した誤認であることは明らかだから、両島が本土と同様に塗られた日本図があるからといって、それで両島を日本領と言えるかは甚だ怪しいのである。

四 江戸時代の松島（竹島／独島）

松島（竹島／独島）に直接に言及した文献史料が少ないから、その歴史的認知については、竹島（鬱陵島）や隠岐との関わりから間接的に論じざるをえなかった。そのためこんな説がまかり通ってきた。元禄竹島渡海禁令は日本人の竹島（鬱陵島）渡海禁止について述べたまでで、禁令には松島（竹島／独島）への渡海禁止が

書かれない。したがって、禁令のちも日本人は松島（竹島／独島）への渡海を行なった可能性がある、と。果たしてこの理解は妥当なのだろうか。

元禄竹島渡海禁令が出された直接の契機は、元禄八年（一六九五）十二月二十五日付でなされた鳥取藩の返答書である。当時進められていた日朝交渉が竹島（鬱陵島）渡海をめぐるものであっただけに幕府の関心は竹島（鬱陵島）にあり、「竹島（鬱陵島）は鳥取藩領ではない」とする返答はその関心に的確に応えたものであった。ところが、鳥取藩が返答書の末尾に「竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）をはじめとして鳥取藩領に付属する島は存在しない」とする一項を付け加えたため、幕府は困惑したようである。幕府はあらためて鳥取藩に対し「松島（竹島／独島）とは何か」を問うた。元禄九年（一六九六）正月二十五日付の返答書は、伯耆国・朝鮮から松島（竹島／独島）までの距離（第一項・第二項）について述べたのち、「松島（竹島／独島）は鳥取藩領ではない」（第三項）、「松島（竹島／独島）では竹島（鬱陵島）渡海の途中で立ち寄って漁をする。鳥取藩領以外の者が松島（竹島／独島）で漁をすることはない」（第四項）と付け加える。

右の返答書は先述した同日の鳥取藩返答書とともに幕府に提出された。そして翌日の松江藩返答書とも併せて検討された結果、二十八日に竹島渡海禁令が発せられた。渡海禁令作成過程に鳥取藩・松江藩返答書が大きく影響を与えていることを考えれば、禁令中に松島（竹島／独島）に関わる明文記載は何もないものの、「松島（竹島／独島）は鳥取藩領ではない」とする鳥取藩返答が踏まえられていると考えねばなるまい。先述のように、鳥取藩領民の竹島（鬱陵島）渡海さえ取り締まれば禁令の実は上がると考えられていた。松島（竹島／独島）に関わる鳥取藩返答書第四項にしたがえば、鳥取藩領民の竹島（鬱陵島）渡海が禁止されれば、同様に松島（竹島／独島）渡海を行なう者は皆無となる。

やや別の観点から検討してみよう。文献史料に松島（竹島／独島）が明瞭な姿を現すのは一六四〇年代後半のものと思われる大谷道喜あて石井宗悦書状（大谷家文書）においてである。書中で宗悦は、村川市兵衛が

「七八十程度の小船で松島（竹島／独島）へ行き、そこにいるアシカを鉄砲で追い立てれば、アシカは竹島（鬱陵島）の方へ逃げてゆくだろうから、そうすれば竹島（鬱陵島）での収穫も増えるに違いない」と述べたことを記載する。ここに示されている松島（竹島／独島）の利用価値は、その島自体の漁獲にはなく、竹島（鬱陵島）での漁に付随して生じる性質のものである。

大谷・村川家の最後の竹島（鬱陵島）渡海となった元禄八年（二六九五）、島には多数の朝鮮人がいたために着岸できず、そのまま帰途につき松島（竹島／独島）で「鮑あわびを少々採った」という。竹島（鬱陵島）渡海が禁止されたのち、仮に松島（竹島／独島）だけに渡海したところで採れる鮑も「少々」に過ぎず、家業を維持できるような漁獲は見込めなかった。また、天保竹島一件で捕縛された今津屋八右衛門は、竹島（鬱陵島）渡海時の様子を次のように供述している。隠岐国福浦を出帆して松島（竹島／独島）の間近を通ったので船中から島の様子を確かめたが、思った通りの小島で樹木もあまりなく、どうにも収穫の見込めそうもない場所【見込無之場所】と思われたのでわざわざ上陸せずに通過した、と。現実の渡海者が見た松島（竹島／独島）はまるで魅力のない「見込無之場所」であった。松島（竹島／独島）は単独で活用するだけの価値に乏しく、竹島（鬱陵島）渡海と併せての利用ができて初めて活用しえたのである。さればこそ、大谷・村川家は竹島（鬱陵島）渡海復活嘆願を繰り返したのである。

元禄竹島渡海禁令後におけるそうした事情は、朝鮮側も同じである。朝鮮王朝は、この禁令を経て十七世紀

末以後、それまでの鬱陵島空島化政策を内実をともなったものとして推進していった。密航者を取締るために二〜三年に一度ずつ鬱陵島に搜討使を派遣する制度は、この時期から厳格に運用されるようになったという。

とすれば、朝鮮人で鬱陵島へ渡航する者はもちろん、その先にある竹島／独島まで渡航することが朝鮮政府によって容認されようはずもない。また、各回の搜討使の復命書のなかに竹島／独島の姿を見出すのは難しい。

一六九〇年代から一八八〇年代に到る間、日本側も朝鮮側も、隠岐諸島と鬱陵島のあいだに竹島／独島が存在することを認知してはいただろう。それは隠岐国地誌類や安龍福事件を通じて確認できる。しかしながら、当該期の両国政府はいずれも、領有の対象として松島（竹島／独島）の名を単独で挙げたことがない。とすれば、少なくともこの時期を通じて、松島（竹島／独島）はそれぞれの領有認識の対象外に置かれていたとすることはあるまい。

日本人によって松島（竹島／独島）の活用が再開されるのは、竹島（鬱陵島）と併せての利用が再開される一八八〇年代以後のことである。この一八八〇年代には朝鮮では鬱陵島空島化政策が放棄されるから、朝鮮人による鬱陵島利用が公認される時期でもある。竹島／独島が単なる地理的認知の対象から領有認識の対象へと転換を遂げてゆくのは、この時期からのことである。したがって竹島問題に関わって論ずべき「歴史」とは、これ以後についてであり、これ以前の「歴史」は、こんにちの竹島／独島の歴史的帰属問題と直接に関わるものではない。

おわりに

江戸時代の日本人の関心は竹島（鬱陵島）にはあったが、松島（竹島／独島）に対してはそうではなかった。この時代にはこの島単独での収益が見込めなかったからである。したがって、島の存在は知られていた

し、ままた遠望されたこともあろう。しかし、領有認識の対象とまではなりえなかった。

事情は朝鮮側とて同じである。竹島／獨島へ実際に到達した朝鮮人は文献史料上は安龍福だけである。安龍福は、朝鮮国図に描かれてきた于山島を、実在の島である松島（竹島／獨島）と結びつけて説明したにもかかわらず、そのこと自体は安龍福事件の当時もその後も一切議論となっていない。山陰地方の人々が使用していた島名は松島の名は、朝鮮側史料中では安龍福の発言を離れて存在することはなく、安龍福の事跡として評価されるのは常に「鬱陵島を護った」事実である。松島（竹島／獨島）は朝鮮王朝にあっても領有認識の対象外であったとするほかあるまい。

こうして実際にはその当時はいずれの領有認識からも外れていた島について、現在の政治的要請から「当時からすでにみずからの固有の領土」だと思いきんで史料を誤読するから、杜撰な議論が繰り広げられることとなる。自身の主張に凝り固まって思考の枠組みが固着してしまうと、日本でも韓国でも相手側論証の杜撰さばかりが目について相手を非難しがちとなり、考えるべき繊細な事柄がさまざまに存在するにもかかわらず、論点は次第に単純化され矮小化されてゆく。議論の質は低下するばかりである。本稿冒頭で述べたおびただしい量の文章は、現実には日本人のナショナリズムを煽る役割しか果たしておらず、竹島問題を穏当な解決へ導いてゆく試みはほとんどなされていない。提案の良否はともかくも、この一年半に書かれた百十余りの文章のうち具体的な解決策を提案したものは、管見の限りでは一つだけである。

こうした現状のもと、歴史研究者のすべきことは、ナショナリズムを煽ることではない。竹島の領有をめぐる歴史問題に関わって、根拠が曖昧にもかかわらず断定的で一方的な主張がなされるときには、少し立ち止まって冷静さを取り戻せるような丁寧な論証を提示すること、そうした態度を心がけておきたい。最近韓国人研究者も様々である。依然として、杜撰な史料解説をもとに単純明快で民族主義的な主張をする人たちが、まだいるにはいる。しかしその一方で、謙虚かつ客観的に史実を見つめ直そうとする人たちが現れてきた。きちんとした議論のできる人たちのあいだで真摯な議論を重ねることが、この問題の解決のための前提条件である。

註

*1 「竹島渡海免許」の性質がそのようなものである以上、大谷・村川家が、竹島（鬱陵島）を自分たちが「拝領」したものと主張しこそすれ、「日本領」だと主張する利点は何も無かった。また寛永二年以後、大谷・村川家に雇われない限りは竹島（鬱陵島）への渡海は困難であったから、一般的・客観的にこの島が「日本領」であったとは言いがたい。

*2 安龍福と朴於屯は、当時における日本漂着朝鮮人の本国送還に準じ、鳥取から長崎・対馬府中を経て釜山に送り届けられた。元禄竹島一件交渉は、この兩名の引き渡しとともに東萊府（朝鮮政府の出兵機関）と対馬藩とのあいだで開始された。

*3 鳥取藩と同じ元禄九年正月二十八日に竹島渡海禁令を受けた対馬藩は、老中に対し、この禁令を朝鮮側に伝達し終えるまでは鳥取藩に対し、ても伏せておくよう求めている。この点からしても、この禁令があくまで個別に与えられた法令であることが分かる。なお、鳥取藩江戸藩邸に伝えられた禁令が、鳥取藩国元に伝わるのは同年八月一日のことである。

*4 こうした点から翻って考えてみても、十七世紀の竹島（鬱陵島）は、日本人一般が渡航できるような日本領と認識されていなかったことが明らかである。

*5 韓国では、元禄六年の事件を安龍福の第一次渡日事件、同九年のものを第二次渡日事件と呼んだりする。しかしながら、本人の意志とは無関係に鳥取藩領に連行された元禄六年と、本人の意志で鳥取藩領を目指して来航した元禄九年の二つの事件を、第一次・第二次と括るのは妥当とも思えない。

- *6 註*3に記したように竹島渡海禁令が鳥取藩領に伝わるのが元禄九年八月一日であったから、同年春の漁期に鳥取藩領民が竹島(鬱陵島)渡海を行なった可能性も皆無ではない。しかしながら、隠岐・村上助九郎家文書(後述)を丁寧に読み解いてゆけば、恐らく安龍福と日本人の遭遇した事実は無かったとするのが順当である。
- *7 安龍福を虚言癖の男とするあまり、彼が見た松島は竹島/独島ではなく隠岐島だったとする下條正男の主張は荒唐無稽である。安龍福が竹島(鬱陵島)および隠岐諸島と区別された島として松島(竹島/独島)を認知していたことは隠岐・村上助九郎家文書(後述)によりはっきりしたが、そもそもから右主張は「辺例集要」の誤読にもとづく誤認であった。
- *8 「鳥取藩主へ訴えがあつてやつて来た」とする村上家文書の記述は、鳥取藩主に「C」を訴えたかった、とする朝鮮官憲への供述を裏打ちするかに見える。しかしながら「C」は「B」を前提としており、「B」は史実と矛盾するから全く成り立たない以上、「C」それ自体が訴えたかった中身とは言えない。訴えたかった中身は具体的には不明である。しかし、鳥取藩も徳川幕府も訴えの中身を把握したうえで黙殺したことも明らかである。「池内敏(二〇〇六A)」。竹島(鬱陵島)をめぐる日朝交渉が完結しない段階で、脇から領土問題に関わる訴訟が提起されて黙殺されるとは到底考えられないから、安龍福の訴えが領土問題と無関係なことだけは確実である。
- *9 ただし彩色のあり方は一様ではなく、朝鮮半島と同色の場合(三國通覽輿地路程全図)(一七八五年)、「清朝一統之図」(一八三五年)もあれば、日本の西国と同色の場合(日本並北方図)(一七九六年)もあり、ただ単に隣接地と区別するための彩色の場合(大日本之図)(一八〇九年)もある。
- *10 史料原文は「松島は何れの国江村侯島にても無御座候」である。ここでいう「国」は、史料中の用法にしたがうと「因幡国・伯耆国」といった「国」のことである。鳥取藩の責任でなされた「何れの国にも付属しない」という発言だという点に照らすと、「因幡・伯耆いずれの国でもない、つまり鳥取藩領ではない」ということとなる。
- *11 今津屋八右衛門は、永らく「会」津屋八右衛門と呼び慣わされてきた。本稿では森須和男の考証にしたがい、「会」津屋八右衛門と表記する。
- *12 たとえば、一九二六年に書かれた李允宰「怪傑安龍福」(東光 創刊号、二号)なる文章の主題は安龍福が鬱陵島を護ったところであり、一九六九年の「韓國偉人伝」でも「鬱陵島を護った安龍福」として登場する。「独島を護った英雄」像はさほど古くからあるものではない。

参考文献

池内敏「二〇〇二」一七「一九世紀鬱陵島海域の生業と交流」、『歴史学研究』七五六

池内敏「二〇〇五」近世から近代に到る竹島(鬱陵島)認識について、「日本海域歴史大系」第四卷近世篇I、清文堂

池内敏「二〇〇六A」大君外交と「武威」、名古屋大学出版会、二〇〇六年

池内敏「二〇〇六B」安龍福事件考―隠岐・村上家文書によりながら、鳥取地域史研究会総会での口頭報告(二〇〇六年二月十八日、鳥取県立博物館)

池内敏「二〇〇六C」近世日本の西北境界、史学研究会例会での口頭報告(二〇〇六年四月二十二日、京都大学文学部)

川上健二「一九六六」竹島の歴史地理学的研究、古今書院

下條正男「二〇〇四」竹島は日韓どちらのものか、文春新書三七七

田川孝三「一九八八」竹島領有に関する歴史的考察、『東洋文庫書報』二〇、初出は一九六〇年前後

内藤正中「二〇〇〇」竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史、多賀出版

保坂祐二「二〇〇五」日本古地図に独島は無い、子音と母音社【韓国】

堀和生「一九八七」一九〇五年日本の竹島領土編入、『朝鮮史研究会論文集』二四

森須和男「二〇〇二」八右衛門とその時代、石見学ブックレット3、島根県浜田市教育委員会

RATIO2

別冊「本」

ラチオ 〇二号

二〇〇六年一〇月二六日発行

定価(本体一九〇〇円+税)

編集人

上田哲之

発行人

矢吹俊吉

アートディレクター

古平正義

表紙写真

瀧本幹也

発行所

株式会社 講談社

東京都文京区音羽二丁目二二番 千二二一八〇〇

電話 〇三三九四五一四九六三(選書出版部) 〇三二五三九五―三六二一(販売部)

〇三二五三九五―三六一五(業務部)

印刷所 製本所

凸版印刷株式会社

図(日本複写権センター委託出版物)

本誌の無断複写(コピー)は著作権法上での例外を除き、禁じられています。本誌からの複写を希望される場合は、日本複写権センター(03-3401-2882)にご連絡ください。
乱丁本・落丁本は購入書店名を明記のうえ、小社業務部までにお送りください。送料小社負担にてお取り替え致します。
なお、本誌の内容についてのお問い合わせは、選書出版部までお願いいたします。

日本複写権センター
JSCN 03-3401-2882